

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

国勢調査によると、朝日町の総人口は1985年（昭和60年）には、10,875人であったが、2020年（令和2年）には6,366人までに減少している。

また15歳から64歳までの生産年齢人口においても、1985年（昭和60年）には、6,817人と全体の62.7%であったが、2020年（令和2年）には2,976人と全体の46.7%まで減少しており、当町においても「人口減少」と「少子高齢化」が急速なスピードで進んでいる事が伺える。

産業別就業人口では、1985年（昭和60年）には、第1次産業が41.8%、第2次産業が31.6%、第3次産業が26.6%であったが、2015年（平成27年）には、第1次産業が25.7%、第2次産業が29.4%、第3次産業が44.9%と推移しており、第1次と第2次産業の割合が減少傾向にあるなか、第3次産業の割合が増加傾向にある。

これまで、農業部門ではりんご生産を中心とした果樹栽培を基幹経営作物として位置づけ、生産性向上に努めてきた結果、令和2年の農業算出額は40億円（農林業センサス結果等を活用した市町村別農業算出額の推計結果）となっている。一方、工業部門では、家具製造業、機械器具製造業、金属加工業等、様々な企業が存在しており、従業者4人以上で事業所数11事業所、従業者数435人、製造品出荷額59億7,760万円（2020年工業統計調査）となっている。また商業部門では、商店数81店、従業者数307人、年間商品販売額53億2,966万円（平成28年経済センサス・活動調査（総数））となっている。

町内のほとんどの事業者が中小企業者であるなか、近年では上記のほか、完全失業率が低水準であることや、有効求人倍率の上昇で示されているとおり、町内事業者においても、様々な業種において慢性的な人手不足が生じている状況である。

今後、少子高齢化による更なる生産年齢人口の減少に対応するため、積極的な採用・求人活動や生産性向上に向けた取組が急務であり喫緊の課題である。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、積極的に設備投資が行われ朝日町の産業が継続的に発展することを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

朝日町の産業は、農業、工業、商業等、多岐にわたり、多様な業種が当町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において支援対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

朝日町の産業は、西部地区、中部地区、北部地区と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において定める対象地域は、町内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

朝日町の産業は、農業、工業、商業等、多岐にわたり、多様な業種が当町の産業を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。そのため、本計画において定める対象業種は、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超え海外市場等を見据えた連携等と多様である。したがって、労働生産性が年率 3%以上向上すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和 5 年 6 月 26 日～令和 7 年 6 月 25 日の 2 年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は 3 年間、4 年間又は 5 年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

先端設備等導入計画の認定に際しては、以下の点に配慮するものとする。

- ① 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ② 市町村税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。
- ③ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。